

2023(令和5)年10月1日～

「特定求職者雇用開発助成金」の提出書類に関する変更を行います 有期雇用労働者の場合、雇用契約書に 「自動更新」である旨が明記されている必要があります

「特定求職者雇用開発助成金」の支給対象が有期雇用契約の労働者の場合、**対象労働者が望む限り更新できる「自動更新」**である必要があります。

現在、雇用契約書に自動更新の記載がない場合も、就業の実態や疎明内容等も踏まえて一部支給対象としていますが、より適正な支給を行うために、今後は、**雇用契約書に「自動更新」である旨が明記されていることが必要**となります。

変更後の取り扱い
の適用対象

令和5年10月1日以降に採用した労働者

変更内容

現行

例外的な取扱いとして、疎明書の提出により、契約更新の**実態が有期雇用（自動更新）**であると判断できる場合は、助成対象とすることも限定的に認める
[例外的な取扱いとして、更新の**実態**も踏まえて判断]



変更後（R5.10.1～）

雇用契約書に**有期雇用（自動更新）**である旨、**明記されている場合のみ**助成対象とする
[雇用契約書に**記載されている内容**により判断]
● 審査にあたって、対象労働者本人に雇用契約の実態等について聞き取りを行う場合があります。

対象となるコース

特定求職者雇用開発助成金のうち、以下の4コースが対象となります。

- 「特定就職困難者コース」
- 「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」
- 「生活保護受給者等雇用開発コース」
- 「成長分野等人材確保・育成コース」

お問い合わせ先

特定求職者雇用開発助成金の詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。
また、ご不明点などは以下のお問合せ先にご連絡をお願いします。

千葉労働局 職業安定部 職業対策課 事業所給付係
電話：043-221-4391（受付：平日8時30分～17時15分）



[ウェブサイトはこちら](#)



ひと、くらし、未来のために

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

Ministry of Health, Labour and Welfare